

大阪市立大学特定有期雇用教職員の期末手当に関する規程

制 定 令和 3 . 5 . 31 規程151

最近改正 令和 3 . 11 . 30 規程271

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪市立大学特定有期雇用教職員給与規程(以下「特定有期雇用教職員給与規程」という。)第 30 条の 2 の規定による期末手当について定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 調査期間 基準日以前 6 箇月
- (2) 特定有期雇用教職員 特定有期雇用教職員給与規程第 1 条の規定による特定有期雇用教職員(大阪市立大学特定有期雇用教職員就業規則(以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する特任教員、第 4 号に規定する特命教員、第 5 号に規定するテニユアトラック特任教員、第 8 号に規定する特別招へい教員、第 9 号に規定する年俸制テニユアトラック特任教員及び第 13 号に規定する再雇用職員を除く。)をいう。
- (3) 中途採用者 調査期間中に特定有期雇用教職員として採用された者をいう。
- (4) 特定有期雇用教職員勤務時間等規程 大阪市立大学特定有期雇用教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (5) 所定の勤務日 特定有期雇用教職員としての引き続いた在職期間における所定の勤務日(特定有期雇用教職員勤務時間等規程に定める所定の休日以外の日をいい、特定有期雇用教職員就業規則第 15 条第 3 項に定める在籍出向及びクロスアポイントメント制度による出向の期間並びに次号に掲げる期間における所定の勤務日を含む。)をいう。
- (6) 採用前の日数 中途採用者が、調査期間の全期間引き続き在職したものとみなした場合のその採用前の期間における所定の勤務日の日数をいう。
- (7) 欠勤等の事由 次に掲げる事由をいう。
 - ア 欠勤
 - イ 特定有期雇用教職員勤務時間等規程第 34 条に規定する病気休暇(特定有期雇用教職員就業規則第 54 条第 1 号の規定による就業の禁止により与えられた病気休暇の期間を含む。)
 - ウ 特定有期雇用教職員就業規則第 16 条第 1 項第 1 号に規定する休職(業務上若しくは通勤上の災害による負傷若しくは傷病によるものを除く。)及び特定有期雇用教職

員就業規則第 16 条第 1 項第 2 号から第 7 号に規定する休職（第 5 号に掲げる在籍出向によるものを除く。）

エ 特定有期雇用教職員就業規則第 15 条第 3 項に定める在籍出向及びクロスアポイントメント制度による出向（出向先から各基準日につき当該基準日に係る期末手当又は勤勉手当に相当する給与の支給を受けたと認められるものに限る。）

オ 特定有期雇用教職員就業規則第 46 条第 3 号に規定する停職

カ 大阪市立大学特定有期雇用教職員等の育児・介護休業等に関する規程（以下「特定有期等育児介護休業規程」という。）の規定に基づく育児休業

キ 特定有期等育児介護休業規程の規定に基づく介護休業

ク 特定有期等育児介護休業規程に基づく育児短時間勤務の期間中における休日のうち特定有期雇用教職員勤務時間等規程に定める所定の休日以外のもの

ケ 育児時短時間勤務の期間中において、1 日の勤務時間が特定有期雇用教職員勤務時間等規程に基づく 1 日の勤務時間（以下「1 日の所定の勤務時間」という。）と比べて短縮されていること

コ 特定有期雇用教職員勤務時間等規程第 29 条第 2 項に規定する特別休暇

(10) 欠勤等の日数 調査期間において、欠勤等の事由により所定の勤務日に勤務しなかった日の総日数（ケについては、当該事由により短縮された総時間数を 1 日の所定の勤務時間で除して得た数とする。）をいう。ただし、中途採用者にあつては、採用前の日数を含むものとする。

(11) 所定勤務日数 調査期間における所定の勤務日の日数をいう。ただし、中途採用者にあつては、採用前の日数を含むものとする。

(12) 実勤務日数 所定勤務日数から欠勤等の日数を差し引いた日数をいう。

第 2 章 期末手当

（期末手当）

第 3 条 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する特定有期雇用教職員に対して、期末手当を支給する。

2 1 回に支給する期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 112.5（特定有期雇用教職員就業規則第 7 条の規定により再雇用された無期転換特定有期雇用教職員にあつては、100 分の 62.5）を乗じて得た額に、その者の実勤務日数の区分に応じて別表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

（期末手当の通算）

第 4 条 次の各号に掲げる者に対する期末手当の計算にあつては、第 2 条第 10 号の規定にかかわらず、各号に定める期間において勤務した日を欠勤等の日数には含めないものとする。

(1) 大阪市立大学医学部附属病院特定有期雇用教職員就業規則の適用を受ける職員（以下「病院特定有期雇用教職員」という。）から引き続き特定有期雇用教職員となつ

た者 当該病院特定有期雇用教職員の期間
(期末手当基礎額)

第 5 条 前条の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において特定有期雇用教職員が受けるべき給料の月額とする。

第 3 章 期末手当の支給
(支給日)

第 6 条 期末手当は、特別の事情がない限り、基準日が 6 月 1 日であるものについては 6 月 30 日、基準日が 12 月 1 日であるものについては 12 月 10 日にそれぞれ支給する。

2 前項の規定にかかわらず、6 月 30 日が日曜日に当たるときの支給日は 6 月 28 日とし、6 月 30 日が土曜日に当たるときの支給日は 6 月 29 日とする。また、12 月 10 日が日曜日に当たるときの支給日は 12 月 8 日とし、12 月 10 日が土曜日に当たるときの支給日は 12 月 9 日とする。

(休職等による期末手当の不支給)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する者には、期末手当を支給しない。

(1) 基準日現在において、特定有期雇用教職員就業規則第 16 条第 1 項第 3 号に規定する休職中である者。ただし、理事長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない。

(2) 基準日現在において、特定有期雇用教職員就業規則第 16 条第 1 項第 6 号に規定する休職中である者。

(勤務成績不良者の手当額の減額等)

第 8 条 勤務成績が著しく不良である特定有期雇用教職員については、(旧) 公立大学法人大阪市立大学教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程 (以下「旧市大法人期末勤勉手当規程」という。) 第 11 条の規定を準用して、期末手当を減額し、又は支給しないことがある。

(懲戒解雇等による期末手当の支給制限)

第 9 条 懲戒解雇等による期末手当の支給制限については、旧市大法人期末勤勉手当規程第 12 条の規定を準用する。

(期末手当の支給の一時差止め)

第 10 条 特定有期雇用教職員の期末手当の支給の一時差止めについては、旧市大法人期末勤勉手当規程第 13 条の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(令和 3 年 6 月 1 日を基準日とする期末手当の特例)

2 令和3年4月1日より前から特定有期雇用教職員として勤務する者の令和3年6月1日を基準日とする期末手当は、令和3年4月1日に採用されたものとみなして、この規程の規定により計算した額とする。

附 則（令和3.11.30 規程271）

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

別表

実勤務日数		割合
89 日以上		100 分の 100
66 日以上	88 日以下	100 分の 95
32 日以上	65 日以下	100 分の 75
12 日以上	31 日以下	100 分の 60
6 日以上	11 日以下	100 分の 50
5 日以下		理事長が個々に決定する割合